

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法			法令番号	昭和24年法律第195号				
手続名	土地改良区の合併認可			根拠条項	第72条第2項				
審 查 基 準		<p>①認可申請の添付書類（土地改良法施行規則（昭和24年8月4日 省令第75号） 第50条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 合併によって解散する土地改良区の名称及び住所を記載した書面</li> <li>2 合併の理由を記載した書面</li> <li>3 合併によって設立する土地改良区又は合併後存続する土地改良区の定款</li> <li>4 合併によって設立する土地改良区又は合併後存続する土地改良区の土地改良事業計画書並びに当該土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面</li> <li>5 合併によって設立する土地改良区又は合併後存続する土地改良区の業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面</li> <li>6 合併契約書の謄本</li> <li>7 合併を議決した総会の議事録の謄本</li> <li>8 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（土地改良施設（資産評価をすべきものに限る。）の管理を行わない土地改良区にあっては、事業報告書、収支決算書及び財産目録）</li> <li>9 区債又は借入金がある場合（法第41条第1項）は、債権者の同意があったことを証する書面（同意が得られない場合にあってはその事由を記載した書面）</li> <li>10 合併により土地改良区を設立する場合は、3及び6に掲げる書類の作成が土地改良法第73条第1項の設立委員によってなされたものであることを証する書面</li> </ul> <p>②認可基準（土地改良法（昭和24年6月6日 法律第195号） 第72条第5項）</p> <p>県知事は土地改良法第8条第4項の規定に基づいて認可を行う</p>							
受付 機関	農林事務所	処理 機関	農地整備課	交付 機関	農地整備課	標準処理期間 標準経由期間	30日 15日	目次 No.	14